

定 款



京阪神ビルディング株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、京阪神ビルディング株式会社と称し、英文では、Keihanshin Building Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の所有、賃貸借および管理
- (2) 不動産の売買、仲介および鑑定
- (3) 競馬の振興および競馬施行に協力する関連業務
- (4) 建築一式工事、電気工事および管工事の設計、施工、監理および請負
- (5) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (6) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

- 2 当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を定めることができる。

(招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項にて選定された者に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会計監査人の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第37条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

第1条 この定款の変更は、2025年6月20日から実施する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当社は、第102回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。